

法令上の制限⑥

宅地造成等規制法 その他法令上の制限

○×式確認問題

【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

【宅地造成等規制法】

- 1 新たに指定された宅地造成工事規制区域内において、指定の前にすでに着手されていた宅地造成に関する工事については、その造成主は、その指定があった日から14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 2 宅地造成工事規制区域内において行われる許可を受けなければならない宅地造成工事については、その造成主は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 宅地造成工事規制区域内に宅地において行われる切土による土地の形質の変更に關する工事で、当該宅地に高さ1.5mのがけが生じ、かつ、その面積が500㎡のときには、造成主は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4 宅地造成工事規制区域内において、農地の造成のため10万㎡の土地について盛土を行う場合、宅地造成に関する工事の許可を受けなければならない。
- 5 宅地造成工事規制区域内の宅地において、地表水等を排除するための排水施設の除却工事を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の許可を受けた場合を除き、工事に着手する10日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【その他法令上の制限】

- 1 河川法によれば、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の同意を得なければならない。
- 2 自然公園法によれば、国立公園の特別地域内においては、環境大臣の許可を受けなければ、原則として工作物を新築してはならない。
- 3 生産緑地法によれば、生産緑地地区内においては、市町村長の許可を受けなければ、原則として、建築物の新築をしてはならない。
- 4 都市緑地法によれば、特別緑地保全地区内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、原則として、建築物の新築をしてはならない。
- 5 地すべり等防止法によれば、地すべり防止区域内において、地下水の排水施設の機能を阻害する行為をしようとする者は、都道府県知事の認可を受けなければならない。